

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宮古島市の人口は、52,931人（2020国勢調査）で合併時から約562人減少している。近年は老年人口が増加傾向で、平成12年からは年少人口を上回っている。産業別就業者数は、第1次産業が15.8%、第2次産業が14.8%、第3次産業が69.4%と第3次産業が最も高くなっている。産業別に見ると卸売・小売業が653事業所と最も多く、飲食業・宿泊業が555事業所、製造業が165事業所となっている。

本市に属する企業の多くが中小企業者であり、地域経済の基盤として重要な役割を担っている一方、近年の少子高齢化による人手不足や、後継者問題などの課題に直面している現状がある。

今後は、地元農水産物などの地域資源を活用した付加価値の高い商品・製品開発や、他産業と連携した6次産業化の取り組みを推進するとともに、人手不足に対応した産業基盤の維持・強化を図る必要がある。そこで、宮古島市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現する。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促進することにより、経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年8件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

宮古島市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宮古島市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が宮古島市の経済・雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多岐にわたる設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

宮古島市の事業所は、市内全域に点在していることから、本計画は市内全域を対象地区とする。

(2) 対象業種・事業

宮古島市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が宮古島市の経済・雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3 年間、4 年間、5 年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者、反社会勢力との関係が認められる中小企業については対象としない。

(3) 市町村税の滞納がある場合は認定しない。

(4) 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。